

第4節 野生生物の保護と適正管理

1 希少野生生物の保護・回復

◎ 現況と課題

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドデータブック※として公表しています。

現在、公表しているレッドデータブックでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物ではそれぞれ72種と284種、植物では92種と237種記載しており、その種類数はリストを見直す度に増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、里山の荒廃などの環境の変化や、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、さらに、もともと希少な種であることから、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

そのため、これらの変化に対応して、生態系の保全、その構成要素である野生生物の保護・回復を図るとともに、人と自然との持続可能な新たな関係の構築を模索していく必要があります。

野生の鳥獣は、自然の中で他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返しており、また、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素となっています。

一方、人が持っている、鳥獣を敬い、命を大切にしたいという気持ちは、大切に引き継がれるべきものであります。

これらの考えを踏まえ、傷病鳥獣の救護に当たっては、絶滅のおそれのある種の保全や傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応していく必要があります。

◎ 目指す環境の姿

生態系を構成する野生生物の存続が確保され、生態系のバランスが保たれています。

人と野生生物とが共存する豊かな社会の形成に向けて、多くの県民や行政、企業、市民活動団体等が取り組んでいます。

◎ 主な取組

(1) 希少野生生物の保護・回復

■野生生物のモニタリング※と評価【自然保護課】

生命のにぎわい調査団等市民参加型の情報収集や、研究者による調査、その他生物情報の収集により、野生生物のモニタリングを行い、絶滅のおそれから生物種を評価したレッドデータブックやレッドリストの改訂を定期的に実施します。

■希少野生生物の保護・回復【自然保護課】

絶滅が危惧されているミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの希少野生生物について、保護・回復に取り組みます。

また、希少種の保護や外来種対策等に関する仕組みづくりについて検討するとともに、市町村等の取組に対しても情報提供や人的支援を行います。



生命のにぎわい調査団の現地研修会の様子

表4-4-1 希少な野生生物の状況

(千葉県レッドデータブック掲載種)

区分	種数		主な種	備考 (区分名)	
	維管束 植物	蘚苔類 藻類 地衣類 菌類			
植物・ 菌類	X	77	15	イブキシダ、ヒメキンポウゲ、ヒメバイカモ、ササバラシ	消息不明・ 絶滅生物
	EW	2	1	ヒツジグサ、ヒシモドキ、テガヌマフラスコモ、ガシヤモク	野生絶滅
	A	234	87	ヒメコマツ(ゴヨウマツ)、フクジュソウ、キキョウ、サギソウ、アワチドリ、ノリウツギ	最重要保護生物
	B	160		カザグルマ、コウホネ、ウメバチソウ、フジバカマ、ミズキンバイ、クマガイソウ	重要保護生物
	C	259	44	ネズ、モウセンゴケ、ミツバツツジ、スカシユリ、アマモ	要保護生物
	D	144	62	ニリンソウ、オミナエシ、ケイワタバコ、シオクグ、キンラン、ギンラン	一般保護生物
	計	876	209		
動物	X	72		カワウソ、トキ、コウノトリ、マガン、アオギス、ゼニタナゴ、ゲンゴロウ、ベッコウトンボ	消息不明・ 絶滅生物
	A	284		コアジサシ、サシバ、アカハライモリ、ニホンアカガエル、ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ	最重要保護生物
	B	238		アカギツネ、ニホンザル、ヒガシニホントカゲ、トウキョウダルマガエル、ミナミメダカ、ゲンジボタル	重要保護生物
	C	212		オオタカ、ホオジロ、アズマヒキガエル、ホトケドジョウ、ヘイケボタル、サワガニ	要保護生物
	D	116		カヤネズミ、ヒバリ、アオダイショウ、ギンブナ、マルタニシ	一般保護生物
	計	922			

注) 植物：2017年改訂版レッドリスト

動物：2019年改訂版レッドリスト

希少な野生生物(例)(【 】はレッドデータブックの区分)



ゴヨウマツ(ヒメコマツ)【A】



キキョウ【A】



コウホネ【B】



ネズ【C】



モウセンゴケ【C】



キンラン【D】



コアジサシ【A】



サシバ【A】



ミヤコタナゴ【A】



シャープゲンゴウロウモドキ【A】



ヒガシニホントカゲ【B】



トウキョウダルマガエル【B】

(2) 鳥獣保護意識の醸成

■鳥獣保護区※の指定【自然保護課】

野生鳥獣の生息状況等の調査を行うとともに、森林や集団渡来地など野生鳥獣の生息地として重要な区域を鳥獣保護区に指定して、多様な鳥獣の生息環境を保全します。

■傷病鳥獣救護の取組【自然保護課】

傷病鳥獣の救護のため、野鳥病院の運営や救護ボランティア等の協力による保護体制の整備に努めます。

人獣共通感染症※等の発生予防のため、野生鳥獣に対する正しい知識を持ってもらうための情報発信を行います。

■ 鳥獣保護に関する普及啓発【自然保護課】

探鳥会や愛鳥週間ポスターコンクール等の各種行事を通じて鳥獣保護思想の普及啓発に努めます。

また、広報媒体を利用して、鳥獣保護制度や鳥獣保護の現状について県民への周知に努めます。

◎ 関連する個別計画

○ 千葉県における希少野生生物の回復計画

千葉県において絶滅の危機にある生物のうち、希少性と緊急性から優先的に回復を図るべき種について、回復計画を策定しています。

- ・ 千葉県シャープゲンゴロウモドキ回復計画 (2010年3月策定)
- ・ 千葉県ヒメコマツ回復計画 (2010年3月策定)

○ 第12次鳥獣保護管理事業計画 (2017年3月策定)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して知事が策定する鳥獣保護事業の実施に関する計画 (2017年4月1日から2022年3月31日までの5年間) です。科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理の実施や地域における鳥獣の保護管理に係わる人材の育成などを通じて、鳥獣による農林水産業等への被害を軽減し、人と鳥獣が共存できる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況 (基準年度)	目標 (目標年度)
希少野生生物の保護回復計画の策定	3市町村 (2017年度)	全市町村で策定 (2028年度)
「生命のにぎわい調査団」の団員からのモニタリング件数	累計95,256件 (2017年度)	累計205,300件 (2028年度)

2 特定外来生物の早期防除

◎ 現況と課題

飼育していた動物の放棄などにより生じた、外来生物の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

外来種の中でも在来種の生息を脅かすなど、生態系への被害を及ぼすおそれのある生物は外来生物法で特定外来生物に指定されており、県内では43種類が確認されています。その数は年々増加の傾向にあり、新たな特定外来生物等の侵入防止や侵入後の早期防除対策が求められます。

本県においては、人間によって持ち込まれたアカゲザル、キョン、カミツキガメなどの特定外来生物による、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別の防除計画を作成し捕獲対策を講じていますが、これらの生物は繁殖力が強く駆除対策が追いついていない状況です。

また、植物では河川等の管理上支障となっているナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギクについても、駆除を行っています。

◎ 目指す環境の姿

特定外来生物の侵入防止及び早期防除により、在来種の生息を脅かすことなく、生物多様性が確保されるとともに、人と野生生物が共存する豊かな社会が形成されています。

◎ 主な取組

(1) 外来生物の侵入防止と普及啓発

■外来生物のモニタリング【自然保護課】

生命のにぎわい調査団による調査、外来生物リストの作成等を通して、本県における外来生物の侵入・定着・繁殖の状況を把握します。

■特定外来生物の防除体制の整備【自然保護課】

特定外来生物については、種の特性、生息・生育場所の特性に応じて、効果的な防除対策を講じることができるよう、関係者間の情報共有・調整等を行います。

■新たな特定外来生物等の侵入への対応【自然保護課】

新たな特定外来生物等の生態系や生活環境への影響が大きいおそれのある種の侵入について、国、市町村、関係者等と連携しながら、初期段階の水際対策を実施します。

■外来生物に関する普及啓発【自然保護課】

外来生物問題の周知を図り、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則※をはじめとして、誰もが適切な行動を行えるよう、あらゆる機会を通じて普及啓発を実施します。

表4-4-2 千葉県で確認された特定外来生物(2019年1月現在)

区 分	種 名 等
哺乳類	アカゲザル、アライグマ、キョン、マスカラット、アカゲザル交雑種
鳥 類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ、カナダガン
爬虫類	カミツキガメ、ハナガメ、ハナガメ×ニホンイシガメ交雑種、ハナガメ×クサガメ交雑種
両生類	ウシガエル
魚 類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、ストライプトバス、オオタナゴ、コウライギギ、ショートノーズガー
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ、アカボシゴマダラ、アカカミアリ、ヒアリ
クモ類	セアカゴケグモ
甲殻類	ウチダザリガニ
貝 類	カワヒバリガイ
植 物	ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、ナルトサワギク、アメリカオオアカウキクサ、オオバナミズキンバイ、ナガエモウセンゴケ
合 計	43種類



アカゲザル



アライグマ



キョン



カミツキガメ



オオクチバス



カワヒバリガイ



ナガエツルノゲイトウ



オオキンケイギク



アレチウリ



オオフサモ



ナルトサワギク



オオバナミズキンバイ

(2) 特定外来生物の防除

■県による特定外来生物の防除【自然保護課】

情報収集、リスト作成、駆除、普及啓発等、総合的に特定外来生物の防除を実施します。

また、既に多くの特定外来生物が本県に侵入していることから、防除対策については、想定される被害の大きさ等から優先順位をつけ、根絶に向けて取り組みます。

防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル(交雑種を含む)、アライグマ、キョン、カミツキガメについては、外来生物法に基づく防除実施計画書により、計画的な防除を実施します。

また、効率的な捕獲の推進のため、専門的知見を活用して捕獲方法の開発等を行います。

■市町村等による特定外来生物の防除【自然保護課】

特定外来生物が生息・生育する地域の市町村、市民活動団体等による防除が効果的であることから、情報提供や技術支援等により、これらの取組を支援します。

アライグマやキョンの捕獲を進めるため、市町村による特定外来生物の防除を支援します。

◎ 関連する個別計画

○千葉県特定外来生物の防除実施計画

外来生物法に基づき、本県が策定した特定外来生物による被害の発生を防除するための防除実施計画です。

- ・千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画（2012年3月改定）
- ・千葉県アライグマ防除実施計画（2008年7月制定）
- ・千葉県キョン防除実施計画（2013年3月制定）
- ・千葉県におけるカミツキガメ防除実施計画書（2017年3月改定）

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
特定外来生物の捕獲数	アカゲザル 89頭 アライグマ 4,176頭 キョン 3,475頭 カミツキガメ 1,429頭 (2017年度)	根絶に向けて捕獲しません (2028年度)

3 有害鳥獣対策の強化

◎ 現況と課題

イノシシ、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、2017年度の野生鳥獣による農作物の被害金額は、約3億7,200万円と依然として高止まりしており、中でもイノシシによる被害金額は約1億8,900万円と鳥獣全体の被害の約半分を占めています。また、これら鳥獣の生息域が拡大していることに伴い生活被害も発生しています。

このため、防護柵の設置や捕獲による個体数の管理、耕作放棄地の解消等による野生獣が棲みにくい環境づくりなどを総合的に実施し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

また、狩猟免許所持者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保・育成や、認定鳥獣捕獲等事業者などの多様な捕獲主体の参入が求められています。

◎ 目指す環境の姿

有害鳥獣の防護、捕獲、資源活用、生息環境管理の対策が、地域ぐるみで行われています。

有害鳥獣の適正な管理により、農林水産業等に被害のない、人と野生動物とが共存する豊かな社会が形成されています。

◎ 主な取組

(1) 有害鳥獣対策の総合的推進

「野生鳥獣対策本部」による「防護（被害防止）」、「捕獲」、「資源活用」、「生息環境管理」の4つの柱を総合的に推進し、イノシシなどの野生鳥獣による農作物等への被害防止に向けた地域の主体的な取組を支援します。

■ 4つのプロジェクト【自然保護課、農地・農村振興課】

・「防護プロジェクト」

防護柵の設置・管理、被害対策の中心的な役割を担う地域リーダーの育成

・「捕獲プロジェクト」

野生鳥獣の生息状況の把握や捕獲の実施・支援、捕獲の担い手の育成・確保

・「資源活用プロジェクト」

捕獲したイノシシ・シカの肉などを地域資源として有効活用

- ・「生息環境管理プロジェクト」
野生鳥獣の棲み家となる耕作放棄地や竹林・森林の適正な管理

(2) 野生鳥獣の適正管理

■生息状況調査の実施【自然保護課】

効果的かつ効率的な防護・捕獲のために、より精度の高い野生鳥獣の生息状況の把握や個体数推計を行います。

■県による捕獲の実施【自然保護課】

特に被害が大きい指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）については、生息域の拡大防止を目的に県による捕獲を実施します。

■市町村等による防護・捕獲への支援【自然保護課、農地・農村振興課】

市町村が実施する有害鳥獣の捕獲や農地等の周辺における防護柵の設置に対し支援します。

また、地域住民が捕獲者や行政と一体となって、ワナの設置や耕作放棄地の雑草の刈り払い等を行う地域ぐるみの取組を促進します。

(3) 捕獲の担い手となる人材の確保・育成

■狩猟免許取得の推進【自然保護課】

「新人ハンター入門セミナー」の開催や、狩猟免許取得促進事業補助金の交付等により、狩猟免許の取得を促進します。

■有害鳥獣捕獲員研修の開催【自然保護課】

捕獲の担い手を確保、育成するため、捕獲技術向上のための研修会を実施します。

■鳥獣被害対策実施隊の設置【自然保護課】

被害対策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進します。

◎ 関連する個別計画

○第12次鳥獣保護管理事業計画（2017年3月策定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して知事が策定する鳥獣保護事業の実施に関する計画（2017年4月1日から2022年3月31日までの5年間）です。科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理の実施や地域における鳥獣の保護管理に係わる人材の育成などを通じて、鳥獣による農林水産業等への被害を軽減し、人と鳥獣が共存できる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 19,562頭 ニホンジカ 6,248頭 (2017年度)	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (2028年度)
有害鳥獣による農作物被害軽減	372百万円 (2017年度)	農作物被害額の減少を目指します (2028年度)

コラム

野生鳥獣への対策

○ 地域ぐるみによる野生鳥獣の被害防止対策

野生鳥獣の被害防止対策を各個人で行うことも重要ですが、地域内外の住民が協力することで、効率的・効果的な取組が可能です。

地域ぐるみによる対策を進めるには、地域住民の方々に野生鳥獣の生態などを理解してもらい、現状と課題を整理し、地域住民間で共有を図ることが大切です。

それにより、以下のような取組を進めることなどが期待されます。

- ・ 集落まとめでの電気柵の設置や、地域住民が一体となったサルの追い払いなどの効果的な防護対策
- ・ 地域住民が協同して、箱わなの設置・管理を行う捕獲体制の構築
- ・ 地域住民が協同して、獣の隠れ家をなくすための下草刈りや荒れた庭木の剪定、獣のエサとなる果実の採集による野生鳥獣の生息環境の管理

まずは、地域の皆さんと一緒に勉強会を行い、現状を把握するための地図づくりをするなど、できることから始めてみませんか。



地域ぐるみで勉強会の開催

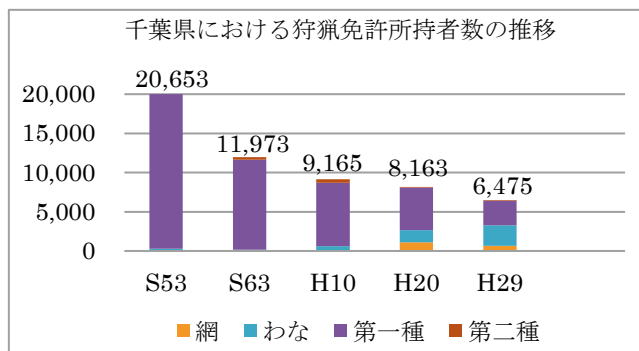


獣の隠れ家をなくすための下草刈

○ 千葉県ハンターについて

狩猟免許には使う猟具ごとに、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の4種類の免許があります。千葉県の狩猟免許所持者数はピークだった昭和53年の20,653人から、平成29年には6,475人まで減少していますが、近年は、野生鳥獣による農作物被害を防ぐため、わな猟免許の所持者数は年々増加しています。

狩猟免許を所持している方は、単に趣味として鳥獣を捕獲するだけでなく、有害鳥獣の捕獲や自然環境の保全を担う存在として地域から期待されていることから、若い世代を対象に狩猟の魅力を伝えるセミナーを開催するなど、今後も免許取得の促進に取り組んでいきます。



新人ハンター入門セミナーの様子